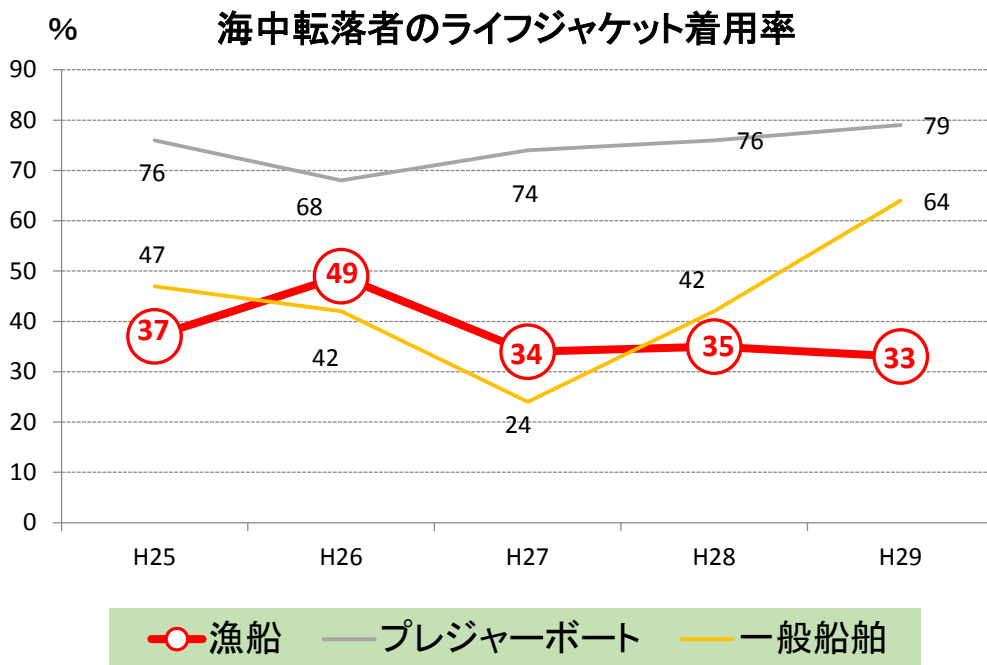


漁業者のための  
ライフジャケットの着用手引  
概要編

平成29年3月  
水産庁

# 1. ライフジャケットの着用率

漁船における、ライフジャケットの着用率は約3割と低い状況。



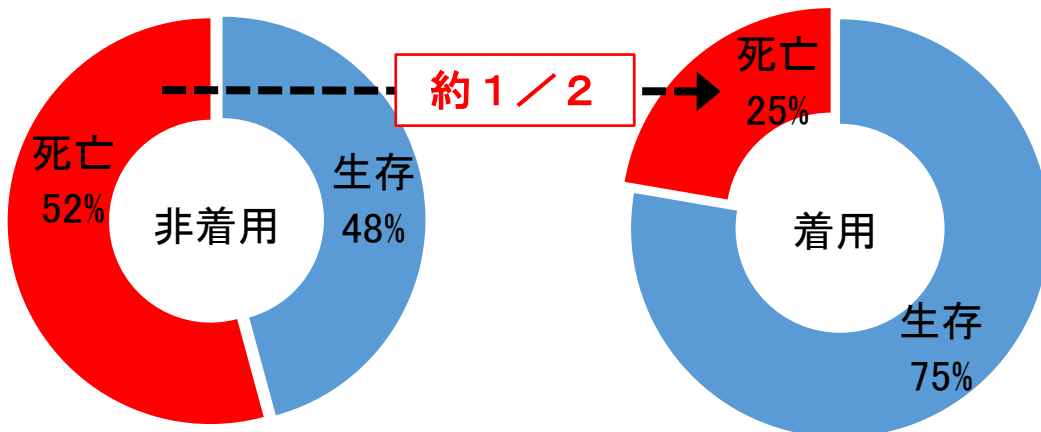
※船舶事故による海中転落者を含む。

資料:海上保安庁「海難の現況と対策」

# 2. ライフジャケットの着用効果

ライフジャケット着用者の海中転落時の死亡率は、非着用の場合に比べて約半分になっており、漁業者の生命を守るための効果は明らかです。

### 漁船からの海中転落者の死亡率 【平成25～29年の5年間の平均値】

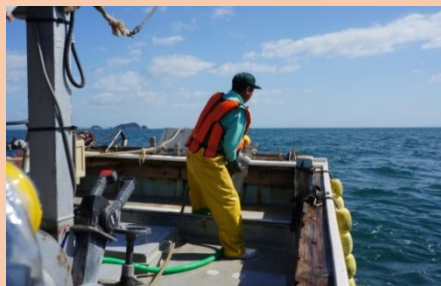


# 小型漁船の場合の着用義務範囲

平成30年2月1日以降、20トン未満の小型漁船の場合  
原則、全ての乗船者にライフジャケットの着用が義務づけられました

現行

## 着用義務



1人乗り漁船で漁業を行っている者

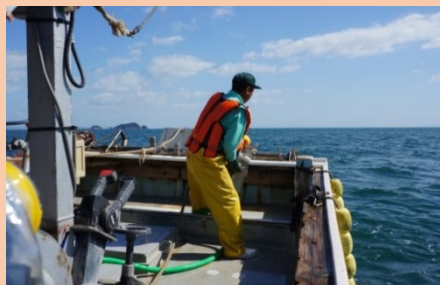
## 努力義務



1人乗り以外の漁船で漁業を行っている者

改正後

## 漁船で漁業を行っている者全てに着用義務



1人乗り漁船で漁業を行っている者



1人乗り以外の漁船で漁業を行っている者

船室内に乗船している者や潜水漁業を行うために必要な措置(ウェットスーツ着用等)を講じている者等は、ライフジャケットの着用義務を負いません。

## 違反すると処分あり！

違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません！  
5点以上で免許停止の対象となります！



※平成34年2月1日から違反点数の付与開始

適用除外等の対象とするためには様々な要件があります。  
詳しくは国土交通省海事局安全政策課のホームページを確認ください。

[http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_fr6\\_000018.html](http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html)



※総トン数30トン以上の漁船及び総トン数5トン以上30トン未満の一部の漁船(定置網漁業等を除く漁船)については、船員法に基づき義務が課されています。

軽く着けやすいものが開発されています！  
作業内容にマッチするタイプを選びましょう！

## 色々な種類のライフジャケット

### 固型式



**構造:**発泡樹脂

**特徴:**スリットや折れ目を設けることで作業性を向上、浮力体(発泡樹脂)が断熱材となるため防寒着代わりになる

### 膨脹式

首掛け式



腰ベルト式



**構造:**落水時に気室が膨らむ

**特徴:**コンパクトで作業を妨げにくい

### 空気密封式



**構造:**空気の袋

**特徴:**柔らかく動きやすい、表面がなめらかで突出部が少なく引っかかりにくい、防寒性がある

※他に、複数の機能をあわせたハイブリッド式などもあります

国が安全性を確認した証である桜マークのあるライフジャケットを着用してください！



手引きの詳細を知りたい方は、漁業者のためのライフジャケットの着用手引をご覧ください。

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/anzen.html>

(発行 水産庁漁政部企画課 03-6744-2340)